

議案第 99 号

東京都板橋区立東板橋公園及び東京都板橋区立徳丸ヶ原公園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 27 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立東板橋公園及び東京都板橋区立徳丸ヶ原公園の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
東京都板橋区立東板橋公園	東京都板橋区板橋三丁目 50 番 1 号
東京都板橋区立徳丸ヶ原公園	東京都板橋区高島平八丁目 24 番 1 号

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人ハーモニィセンター

東京都渋谷区代々木神園町三丁目 1 番地国立オリンピック記念青少年総合センター内

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

東板橋公園及び徳丸ヶ原公園の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき提出するものである。